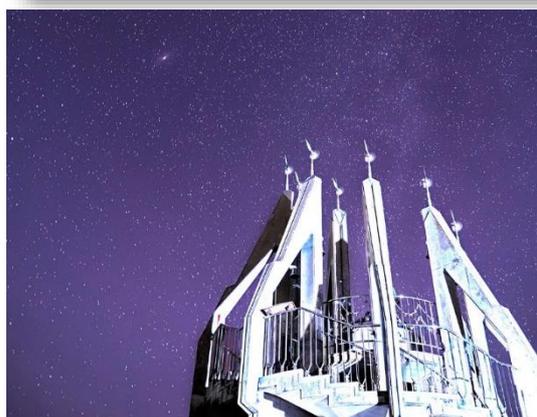


第2次

芦北町環境基本計画

令和2年度 ▶ 令和11年度

【中間見直し】



令和7年3月

熊本県芦北町

【目次】第2次芦北町環境基本計画

第1章 基本的事項

1 - 1	基本計画策定の背景	
(1)	これまでの取り組み	1
(2)	社会情勢等の変化	1
1 - 2	計画の概要	
(1)	計画策定の目的	4
(2)	計画の役割と位置づけ	4
(3)	計画の期間	5
(4)	計画の対象地域	5
(5)	対象とする環境の範囲	5

第2章 町が目指す環境のすがた

2 - 1	芦北町の概況	
(1)	位置と地勢	7
(2)	町の歴史	7
(3)	気象	7
(4)	人口と世帯	8
(5)	産業	9
(6)	土地利用面積	11
(7)	交通体系	12
2 - 2	基本目標及び施策の体系	13

第3章 具体的な環境施策

3 - 1	基本目標1 豊かな自然を知り、守り育てるまちづくり	14
(1)	自然と親しむ	15
(2)	豊かな森林を守る	16
(3)	農地を守り、安全な作物をつくる	17
(4)	川と海の生態を守る	18
(5)	数値目標	19
3 - 2	基本目標2 安全、安心に暮らせる環境づくり	20
(1)	ごみを限りなくゼロに近づける	21

(2)	環境美化を推進する	22
(3)	水資源を大切にす	23
(4)	大気汚染や悪臭発生、騒音、振動を防ぐ	24
(5)	数値目標	24
3 - 3	基本目標3 ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり	25
(1)	貴重な歴史文化財を守り知る	26
(2)	自然と共生した心豊かな文化的生活を	27
(3)	水俣病に学び、伝える	28
(4)	数値目標	29
3 - 4	基本目標4 ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり	30
(1)	ひとりひとりの環境に対する意識を高める	31
(2)	環境保全活動に取り組む	32
(3)	数値目標	33
3 - 5	基本目標5 地球環境に配慮したまちづくり	34
(1)	省エネルギーに取り組む	35
(2)	代替エネルギーへシフトする	36
(3)	数値目標	36

第4章 計画の推進

4 - 1	推進体制	37
4 - 2	計画の進行管理	38

第1章 基本的事項

1 - 1 基本計画策定の背景

(1) これまでの取り組み

芦北町では、芦北町環境基本条例に基づき、平成22年度（2010年度）から令和元年度（2019年度）の10年間を計画期間として、「自然の恵みと生活の豊かさがともに実感でき、だれもが安心して暮らせる、環境に配慮したまちづくり」を基本理念に掲げた、芦北町環境基本指針（以下「基本指針」といいます。）を策定し、快適な環境の創造に向けた各種環境施策を推進してきました。その基本指針に基づき策定された芦北町環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、上位計画の芦北町総合計画（第一次）の基本理念である「個性の光る活力あるまちづくり」を環境視点から具現化する計画であると共に、基本指針で掲げた5項目の基本目標について具体的な施策の方向性を定め、町民、事業者及び町のそれぞれの取り組みを明確化し、環境の適正な保全及び利用に資することを目的としたものでした。

このような中、基本計画（第1次）の終期を迎えるに当たり、本町を取り巻く課題や社会環境の変化に対応し、環境行政を適切に運営していくために今回見直しを行うこととなりました。

(2) 社会情勢等の変化

我が国は、戦後の高度経済成長期の耐久消費財等の普及によって、大幅に生活水準を向上させ、物質的に豊かな国となりました。その反面、産業活動や人々の生活に起因する公害が各地で発生し、たくさんの方がその被害を受けました。私たちの住む芦北町でも、「公害の原点」といわれる「水俣病」が発生し、いまでも多くの方がその後遺症等に悩まされ、日々生活されています。

これら公害については、本来あった環境の回復と保全を継続して行っていくことが課題となっています。また、本格的な少子高齢化・人口減少社会の到来や都市部への若年人口の流出、里地里山の荒廃、有害鳥獣等による農作物等への被害が顕著にみられるようになり、様々な要因で生物多様性は失われつつあり、重要な資源が確保できなくなることはおろか、災害が発生する危険性が増加しています。

平成23年に発生した東日本大震災や平成28年に発生した熊本地震を契機として、安全・安心を前提とした持続可能な社会の形成が求められています。

一方、世界に目を向けると、秩序を欠いた開発等による環境破壊の深刻化、温室効果ガスを起因とした地球温暖化等が顕在化してきました。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs）との関連

2015年（平成27年）9月に国連総会において、地域活性化や過疎化、少子高齢化、海洋汚染、飢餓や貧困など、現代社会に生きる私たちにとって、直面する現実的な問題と

して喫緊に対応しなければならない課題が多くあることから、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が、加盟 193 か国による国連サミットで採択されました。

SDGs は、2016 年～2030 年の 15 年間で達成すべく人類が幸福になるための持続可能な開発に向けた 17 分野の目標です。また、国や地方自治体においては、政策の策定やそのチェックにも用いられます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標 出典：国際連合広報センター

- ①貧困をなくそう：全ての人々の生活水準を向上させ、貧困を根絶する。
- ②飢餓をゼロに：全ての人々が健康的な食事を摂れるようにし、飢餓をなくす。
- ③すべての人に健康と福祉を：全ての年齢の人々が健康で豊かな生活を送れるようにする。
- ④質の高い教育をみんなに：全ての人々が平等に質の高い教育を受けられるようにする。
- ⑤ジェンダー平等を実現しよう：女性と男性が平等に権利を享受し、リーダーシップを担える社会を作る。
- ⑥安全な水とトイレを世界中に：全ての人々が安全な水を利用し、衛生的なトイレを使えるようにする。
- ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに：持続可能で現代的なエネルギーを全ての人々に提供する。
- ⑧働きがいも経済成長も：全ての人々が働きがいのある仕事を持ち、持続可能な経済成長を達成する。
- ⑨産業と技術革新の基盤をつくろう：持続可能な産業を構築し、イノベーションを推進する。
- ⑩人や国の不平等をなくそう：社会や経済の不平等をなくし、国や地域間の格差を縮小する。
- ⑪住み続けられるまちづくりを：全ての人々が安全で持続可能な都市や人間の居住地を享受できるようにする。
- ⑫つくる責任 つかう責任：持続可能な消費と生産のパターンを確立する。
- ⑬気候変動に具体的な対策を：気候変動とその影響に対応するための緊急対策を講じる。
- ⑭海の豊かさを守ろう：海洋と海洋資源の持続可能な利用を促進し、海洋生態系を保全する。
- ⑮陸の豊かさも守ろう：陸地の生態系を保全し、森林の持続可能な管理を行い、砂漠化を防止し、土地の劣化を防ぎ、生物多様性の損失を防ぐ。
- ⑯平和と公正をすべての人に：全ての人々が平和と公正を享受し、包括的で公正な制度を構築する。
- ⑰パートナーシップで目標を達成しよう：持続可能な開発のための強固な手段とパートナーシップを構築・活性化させる。

引用：<https://www.un.org/sustainabledevelopment/sustainable-development-goals/>

以上のことを踏まえ、環境問題は世界規模の問題であり、地球環境まで見据えた環境保全活動等に取り組むことがとても重要になってきました。

なお、前基本計画と同様に町民、事業者及び町がそれぞれの役割を担いながら連携を図り、協働により基本計画を推進していくことが期待されます。

1 - 2 計画の概要

(1) 計画策定の目的

本計画は、芦北町環境基本条例第5条第1項の「芦北町環境基本指針」に基づき、町の快適な環境創造を図るため策定するものであり、町の基本方針及び取り組むべき具体的施策を定め、町民、事業者及び町のそれぞれの役割を明確に示し、環境の適正な保全及び利用に資することを目的としています。

<芦北町環境基本条例第5条に規定する基本指針>

- 町長は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下、「基本指針」という。）を策定し、これに基づき当該施策の計画的実施に努めるものとする。

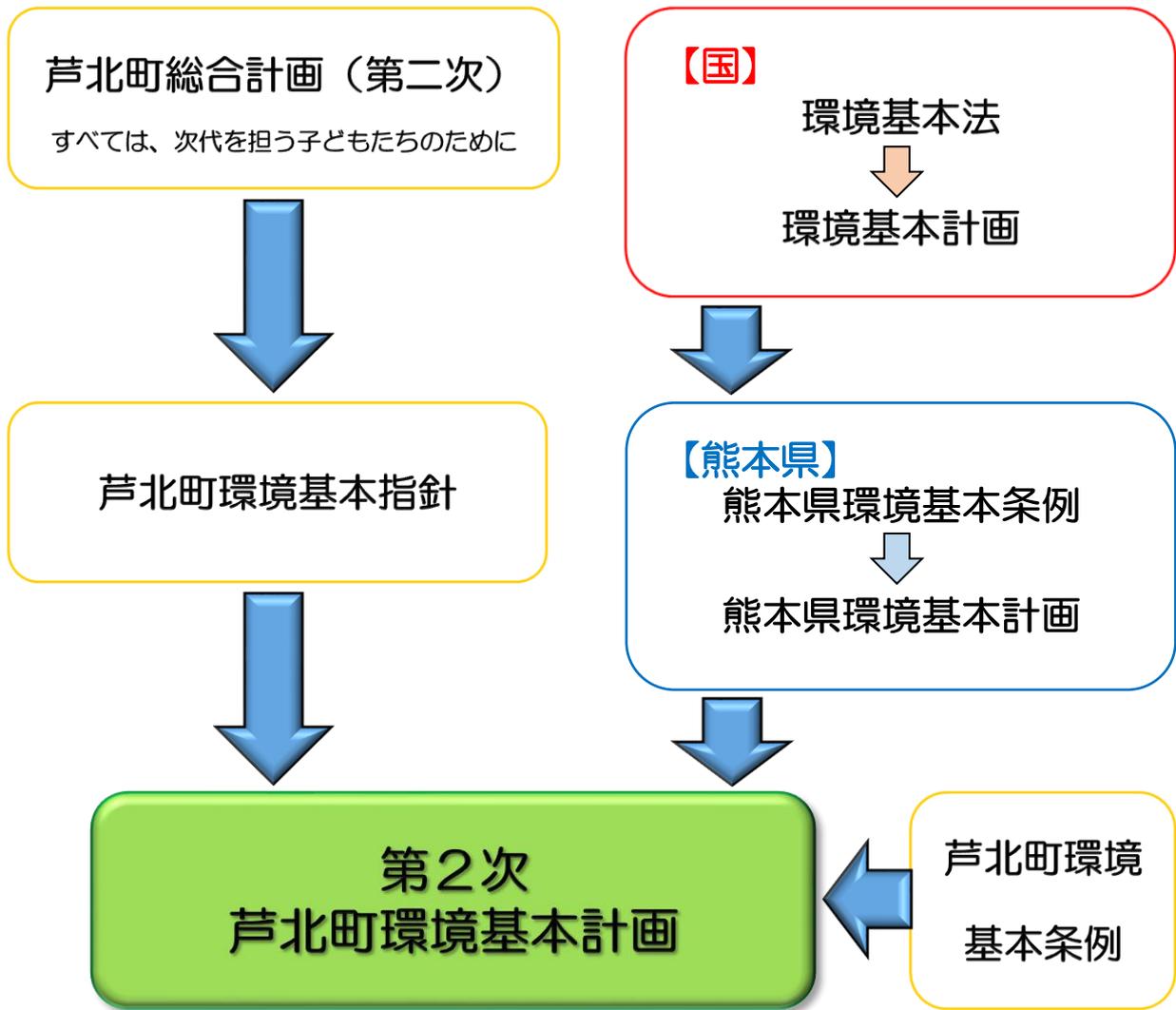
<芦北町環境基本条例第5条に規定する基本計画>

- 町長は、各地域における今日の自然的、社会的特性を認識し、その適正な保全及び利用に資するための基本となる計画（以下、「基本計画」という。）を策定するものとする。

(2) 計画の役割と位置づけ

本計画は、上記条例に基づく環境に関する総合的な方向性を示すものであるとともに、町の最上位計画である「芦北町総合計画（第二次）」に掲げる「すべては、次代を担う子どもたちのために」を環境視点で実現することと、他計画と総合的かつ横断的に推進を図ることで、自然豊かで美しく、環境に優しい「芦北町」を次代へ繋げていくという重要な役割を担っています。

< 計画体系 >



(3) 計画の期間

令和2年度から令和11年度の10年間とします。

なお、本町を取り巻く社会環境の変化や科学的な進展、また、環境問題等の変化等を踏まえ、必要に応じて、計画の見直しを行います。

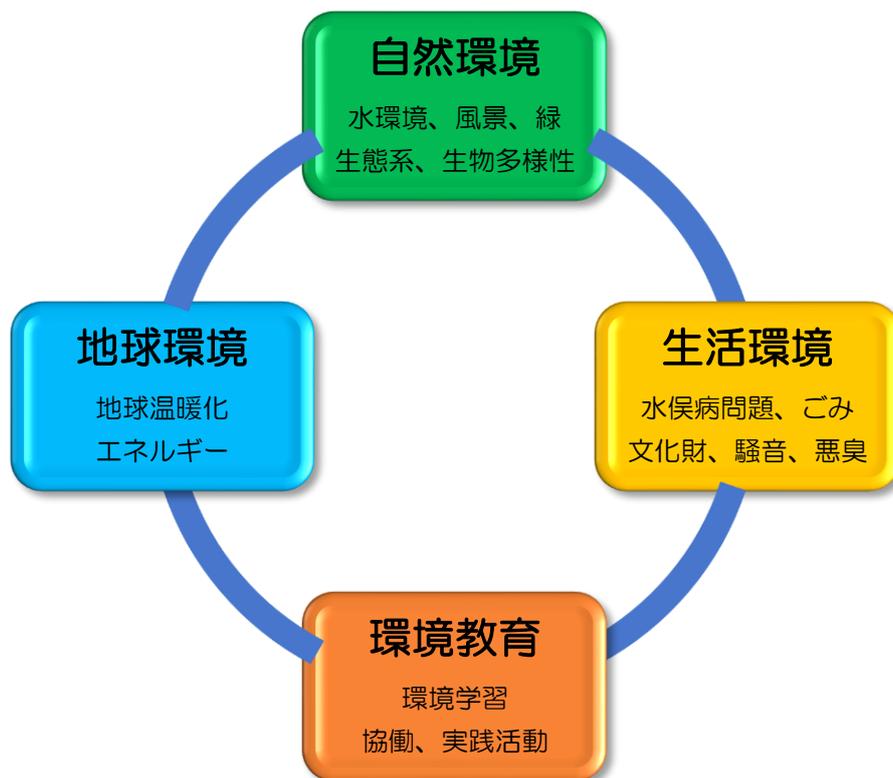


(4) 計画の対象地域

本計画で対象とする地域は芦北町全域とします。

(5) 対象とする環境の範囲

環境の範囲は、生活環境等の身近な環境問題から地球規模の環境問題まで多岐に渡ることから、本計画では、以下に示す4つの観点から課題解決に向けて取り組むこととします。



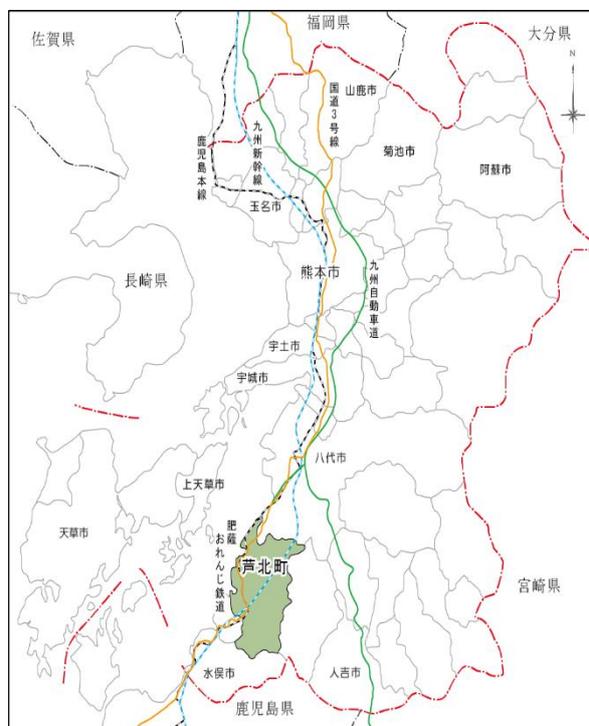
第2章 町が目指す環境のすがた

2 - 1 芦北町の概況

(1) 位置と地勢

芦北町は、熊本県の南部に位置し、東西約16.6km、南北約25.4kmと南北方向に長く、総面積234.01km²で、県内で9番目に広い面積を有しています。南に津奈木町と水俣市、東は球磨川をはさんで球磨村、北は八代市に隣接しています。

面積の約8割を緑豊かな山々が占め、本町最高峰の大関山（標高902m）を源とする清らかで豊富な水が不知火海（八代海）に注いでいます。西方に開けた芦北海岸は天草の島々を望み、県立自然公園指定の美しいリアス式海岸を形成し、温暖な気候は、甘夏みかんやデコボンの産地として知られています。



(2) 町の歴史

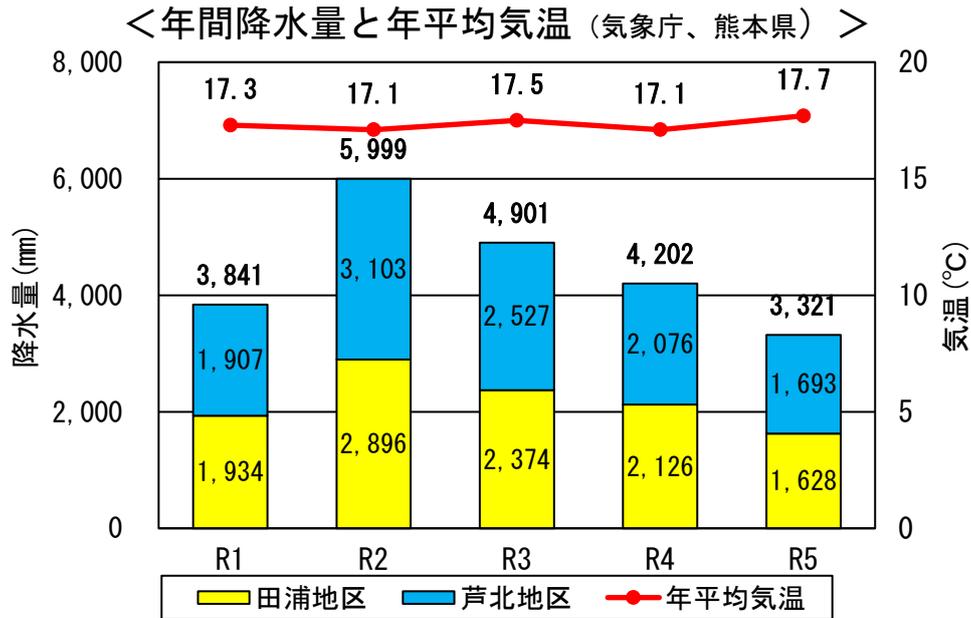
万葉の時代から「葦北（あしきた）の国」として知られ、古くから九州南部への海・陸両路の重要な拠点であったことがうかがえます。さらに大陸文化との交流形跡も見られるほか、近世には肥薩国境の要衝の地となり、城下町として、あるいは宿場、商い場、湯治場として栄え、県南の政治・経済・文化の中心として発展しました。昭和30年（1955年）1月に佐敷町、大野村、吉尾村の3ヶ町村が合併し「葦北町」となり、昭和45年（1970年）11月に葦北町と湯浦町が合併して「芦北町」となりました。その後、平成の大合併により、平成17年（2005年）1月1日に田浦町と芦北町が合併して、新「芦北町」が誕生し現在に至っています。

（出典：芦北町総合計画）

(3) 気象

芦北町の気候は、温暖な海岸地域と冷涼な山間地域に大きく分けられ、年平均気温は約17℃で、年間降水量は令和元年から令和5年の平均で4,400mm程度となっています。

また、海岸地域は暖流の影響により比較的暖かく無霜地帯が多くあるのに対し、山間地域は降雨量、湿度がともに高く比較的冷涼な気候となっています。

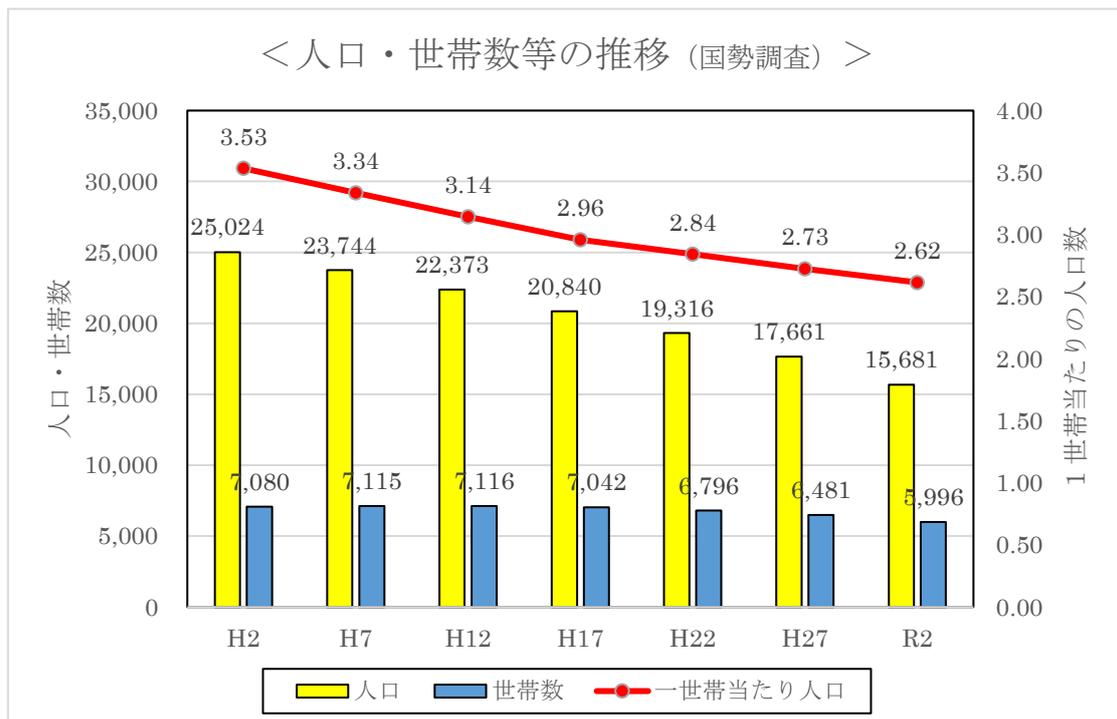


（４）人口と世帯

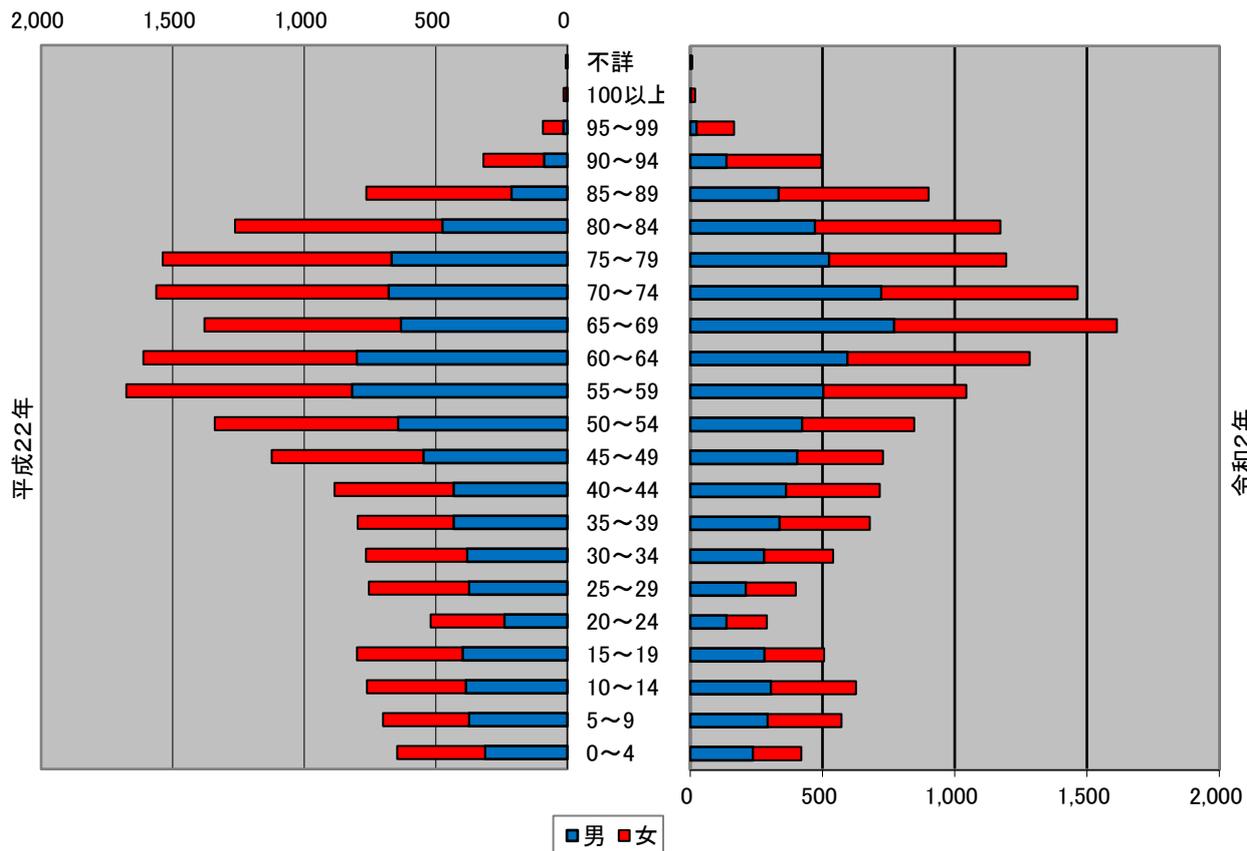
芦北町の人口は、令和２年（２０２０年）国勢調査では 15,681 人、世帯数は 5,996 世帯ですが、昭和 30 年代（1955 年代）前半をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくことが予想されます。

また、総人口の減少と共に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）と年少人口（0 歳～14 歳）のいずれも減少が続いています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、昭和 45 年代（1970 年代）の高度経済成長期には一時減少しましたが、生産年齢人口が順次老年期に入ったことや、平均寿命が延びたこともあり再び増加し、平成 2 年（1990 年）には年少人口を上回り、以降も増加を続けています。



<年齢5歳階級別人口比較（国勢調査）>



(5) 産業

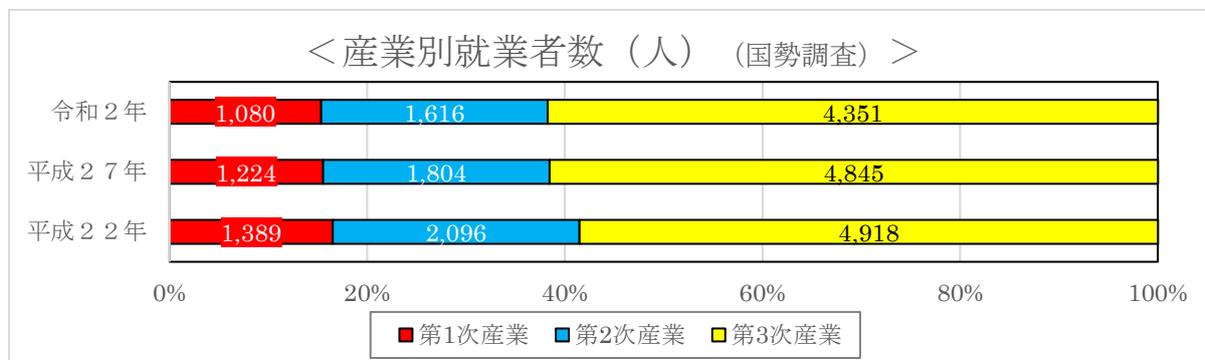
令和2年国勢調査における就業者数は7,054人で、その内訳は第3次産業が61.7%と最も高く、続いて第2次産業22.9%、第1次産業15.4%となっています。

各業の推移を見てみると、農業は、農業就業人口及び経営耕地面積ともに10年の間に減少しており、耕作放棄地が増加してきていることがうかがわれます。

漁業は、漁業従事者数及び漁獲量共に減少しています。

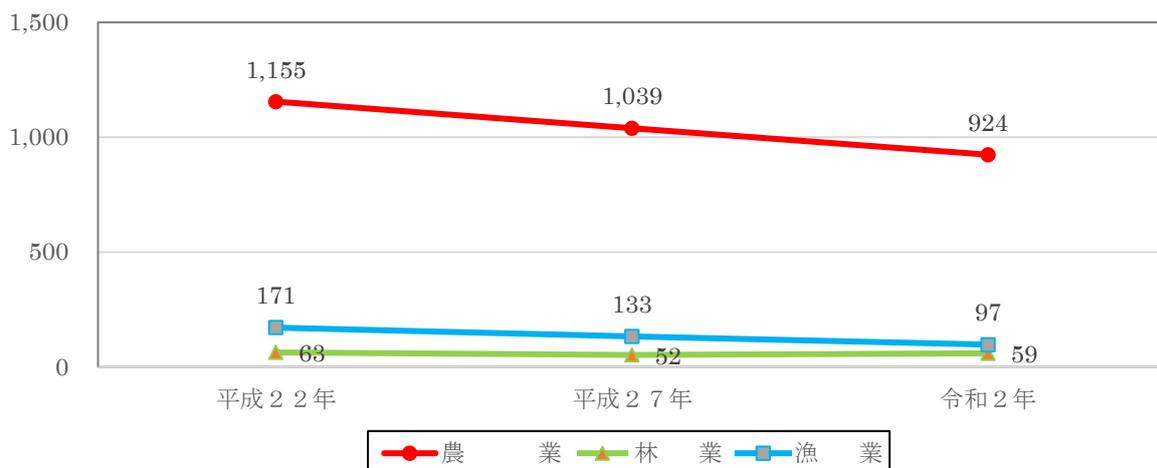
商工業は、商店数及び商品販売額についても、減少しています。

また、製造業については、平成25年と比較すると、従業者数は減少していますが、製造品出荷額等はやや増加傾向にあります。

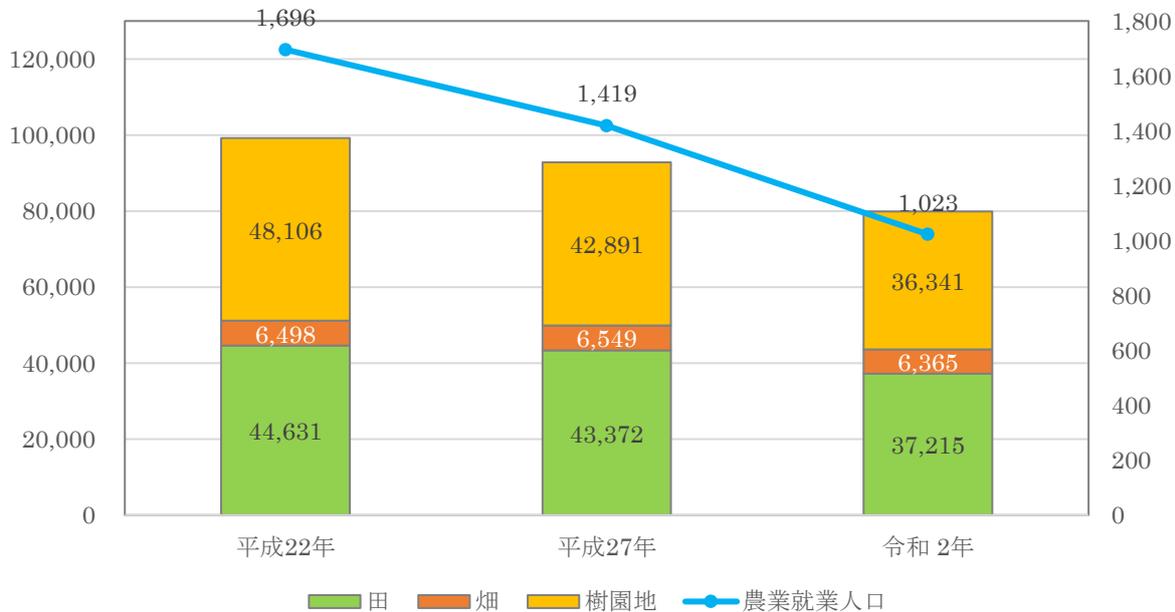


※ 分類不能があるため、文中総数とは一致しない。

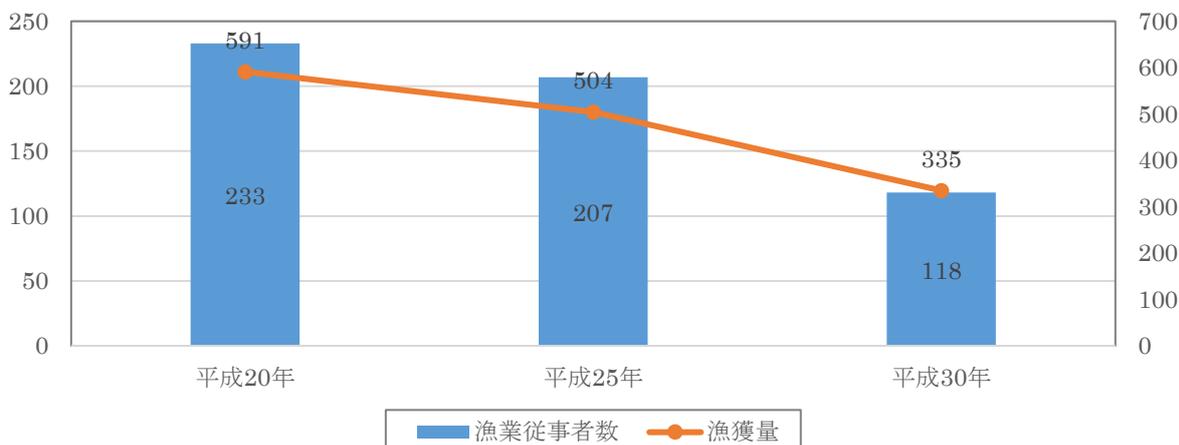
＜第1次産業の業種別の推移（国勢調査）＞



＜農業就業人口と経営耕地面積（農林業センサス）＞

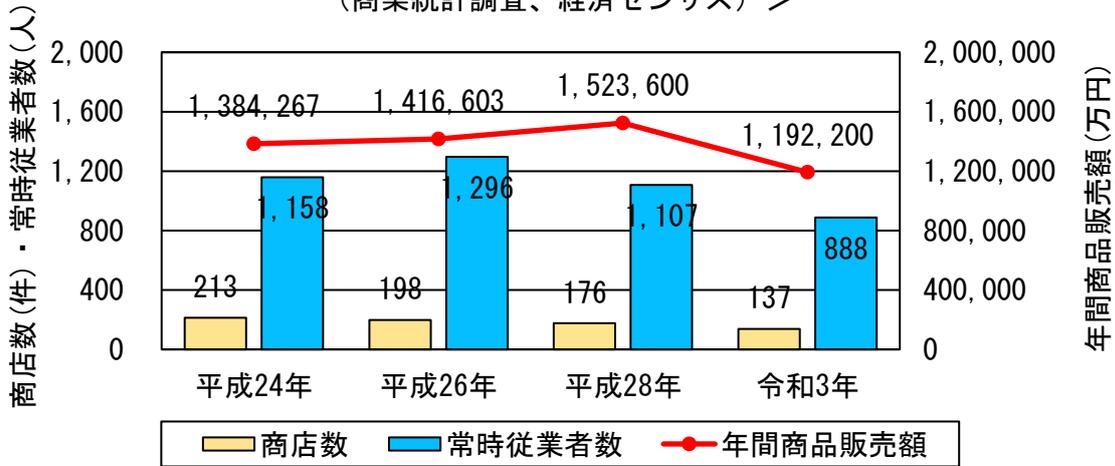


＜漁業従事者数と漁獲量（漁業センサス、農林水産統計年報）＞

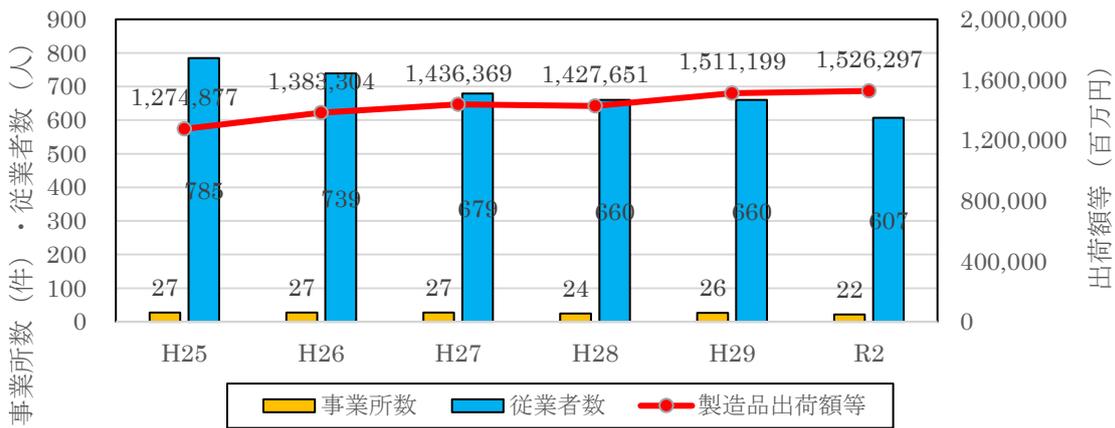


<商店数・常時従業者数と年間商品販売額（商業統計調査、経済センサス）>

<商店数・常時従業者数と年間商品販売額
(商業統計調査、経済センサス) >

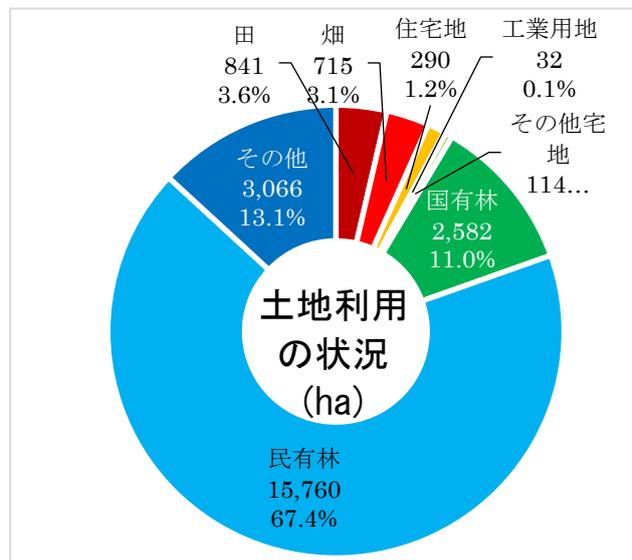


<事業所数・従業者数と製造品出荷額等（工業統計調査、経済センサス）>



(6) 土地利用面積

地目別土地利用状況をみると、森林（国有林・民有林）が78.4%（約18,342ha）と最も多くなっており、次いで農用地（田・畑）が6.7%（1,556ha）となっています。また、宅地（住宅地・工業用地・その他宅地）は1.8%（436ha）となっています。



(7) 交通体系

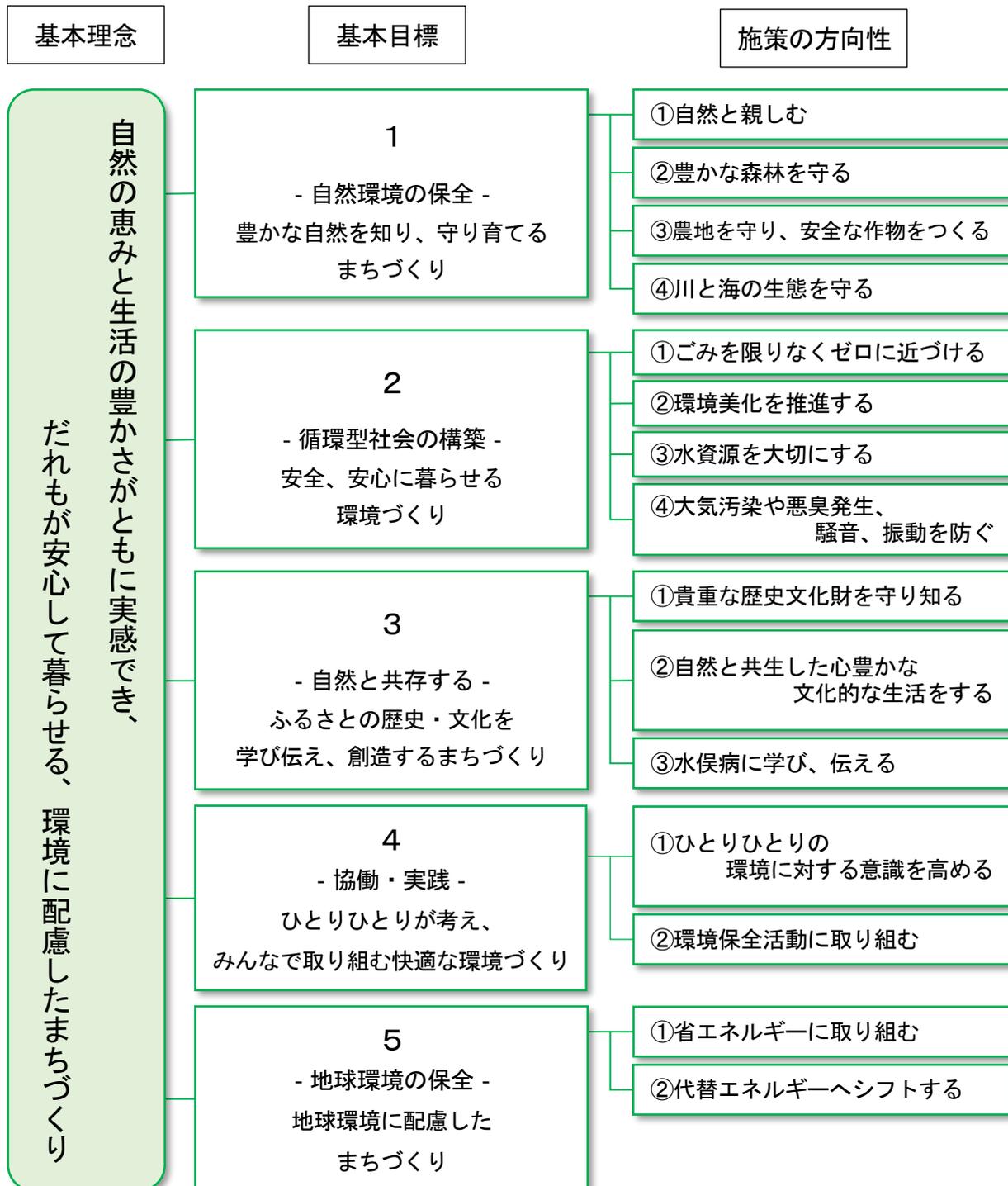
南九州西回り自動車道、国道3号が南北を結ぶ主要幹線道路であるのに対し、東西を結ぶ幹線道路には、県道27号芦北球磨線があります。また、鉄道は国道3号に並行するように南北を縦断して走る「肥薩おれんじ鉄道」と、令和2年の豪雨災害により運休中ではありますが、町の東部を球磨川に沿って走る「JR肥薩線」があります。鉄道以外の公共交通機関は、路線バスや「ふれあいツク〜ルバス」が運行され、住民の貴重な移動手段となっています。



ふれあいツク〜ルバス

2 - 2 基本目標及び施策の体系

本計画では、芦北町の将来の望ましい環境像を実現するために、分野が横断的な5つの基本目標を定めます。第3章では、それぞれの基本目標に施策の方向性を定め、具体的に町民、事業者、町のそれぞれの取組みや環境指標及び目標値等を掲げます。



第3章 具体的な環境施策

3 - 1 基本目標1 豊かな自然を知り、守り育てるまちづくり

- 自然環境の保全 -



現在の状況

【森林】

全国的に森林所有者の多くは小規模零細経営であり、芦北町も例外ではありません。木材価格の低迷等による林業従事者の減少により、間伐はおろか、伐期に達した山林であっても主伐されることは少なく、また、自然災害等による影響もあり、山林の荒廃が進んでいます。しかし、森林には「山崩れや洪水などの災害を防止する働き」、「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」、「水資源を蓄える働き」が期待されることから、健全な森林を積極的に造成し育成する森林整備に取り組むことが重要です。

【農地】

人口減、少子高齢化、若年層の都市部への流出等の複合的な事由に伴う農家の後継者不足や担い手不足により、依然として耕作放棄地が増加しています。この状況が続くと、農業の魅力が低下し、さらに農業従事者が減る悪循環が起り、農業の衰退や里山の保全が危ぶまれます。また、耕作放棄地は有害鳥獣（イノシシ、シカ、アナグマ等）のすみかにもなり、農作物への被害をはじめ、人家付近まで出現し危害を及ぼす恐れもあり、これらの問題を解決するため、所有者（使用者）の適正な管理はもとより、地域農業による維持管理や新たな担い手の確保に取り組むことが重要です。

【河川】

町の東側には日本三大急流の球磨川が流れており、大関山を源流とした佐敷川や湯浦川をはじめ、田浦地区の田浦川や大野地区の天月川、吉尾地区の吉尾川など、人々の生活に様々な形で潤いを与えています。しかし、近年は経年劣化による修繕や災害防除による河川改修、さらには令和2年7月の豪雨災害やその復旧工事等により、人工で作られた護岸等が増加し、以前のように人々が河川と触れ合う場所が少なくなっています。

【海】

森林の豊富な栄養分を含んだ河川からの流入により、多種多様な生物が確認される不知火海沿岸では、古くから風と潮の流れだけを利用した伝統的漁法のうたせ網漁が行われてきました。近年では、様々な要因から漁獲量は年々減少していますが、地道な水産資源の管理と生息環境の再生活動等が行われています。

【施策の方向】

- ① 自然と親しむ
- ② 豊かな森林を守る
- ③ 農地を守り、安全な作物をつくる
- ④ 川と海の生態を守る

① 自然と親しむ

町民の取組

- 自然の多様な機能について学習します。
- 山、川、海等に出かけ自然の素晴らしさに触れるとともに、環境保全活動等に参加します。
- 公園や緑地等の町民の憩いの場の維持管理活動に参加します。
- 生きものの特性や役割、暮らし方について学びます。
- 外来生物による生態系への影響について理解を深め、安易な取得や移動、遺棄はしません。

事業所の取組

- 自然の多様な機能について理解します。
- 事業所周辺の緑化に取り組めます。
- 社会貢献活動の一環として自然とふれあう場を設け、町民等に提供します。
- 公園や緑地等の町民の憩いの場の維持管理活動に参加します。
- 環境について有している情報の提供に協力します。
- あらゆる事業活動の際には、地域生物の情報収集を行い、生物多様性保全の観点から動植物の生育環境に十分留意します。

町の取組

- 森林の植生や水田の多様な機能について理解が深まるよう啓発を行います。
- 児童生徒や園児に対する環境教育を推進します。
- グリーンツーリズムを推進します。
- 自然と観光の調和を図ります。
- 町民が利用しやすい公園の整備や管理を行います。
- 川や海、生物の多様性について、学習機会と情報提供の充実を図ります。

② 豊かな森林を守る

町民の取組

- 森林の適正な使用・利用・保全に努めます。
- 地元産の木材を積極的に利用します。
- 緑の募金などの緑を守る活動に協力します。
- 山菜や動植物の乱獲をせず、保護に努めます。

事業所の取組

- 森林の荒廃につながるような開発は避け、適正な管理に努めます。
- 地元産木材の利用促進を図るための啓発に努めます。
- 林業後継者の育成を図ります。
- 森林の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。

町の取組

- 町有林の計画的な保育事業を実施します。
- 森林所有者の管理意欲及び森林の現状、詳細を把握し、持続可能な森林管理に努めます。
- 災害に強い森林づくりや生物多様性の確保、水源涵養機能を向上するために、間伐等を推進し、森林の適正な維持管理や保全に努めます。
- 町産材の利用促進を図るとともに、木育イベント等で町産材の魅力を発信します。
- 森林開発行為に係る指導を行います。
- 林業の担い手確保を推進します。
- 林業経営者や林業組織等に対して、作業の効率化や経営の合理化などの指導・支援を行います。
- 有害鳥獣被害防止策に努めます。

③ 農地を守り、安全な作物をつくる

町民の取組

- 食の安全と農地の生物の関係を学びます。
- 耕作放棄地、休耕田の有効利用や景観維持に努めます。
- 農業者との交流や農業体験、講習会などを通じ、農業への理解を深めます。
- 鳥獣被害からの自己防衛に努めます。
- 農薬は適切に使用します。

事業所の取組

- 化学肥料や農薬の低減、有機栽培など、環境保全型農業に努めます。
- 使用後の農業用プラスチックや肥料・農薬容器の処理は適正に行います。
- 農地の開発・整備にあたっては、自然環境や景観に配慮します。
- 休耕地は意欲ある農業者に貸すなど有効活用を行います。
- 農業体験や地元農産物を食する機会を創出します。
- みどり認定の登録に努めます。
- 環境保全型農業の啓発を積極的に行います。
- 家畜等の排泄物は適正に管理し、堆肥化するなどし、有効活用します。
- 営農型発電設備（ソーラーシェアリング）等を導入し地球温暖化防止に貢献します。

町の取組

- 農薬や肥料等の適正使用や、農業生産活動に伴う廃棄物の適正処理について普及啓発に努めます。
- 環境と人に優しい農作物（無農薬・減農薬等）や高品質の作物普及に取組み、地元農産物のブランド化に努めます。
- 農業の担い手確保を推進します。
- 耕作放棄地等の有効利用や農地の集積・集約化のため、農地基盤整備を推進します。
- 地域の協力のもと有害鳥獣被害防止対策に努めます。
- みどり認定への登録を推進します。
- 環境に配慮して農業関係事業を実施します。

④ 川と海の生態を守る

町民の取組

- 川や海、用水路の清掃活動に参加します。
- 川や海を利用した際に出たごみの責任を持ちます。
- 川や海の水質等に異常を発見したときは、直ちに町や県、警察へ連絡します。
- 川や海にごみが流れ込まないように、ごみの管理をしっかり行います。
- 在来種保護のため、ペットや外来生物は責任をもって管理します。

事業所の取組

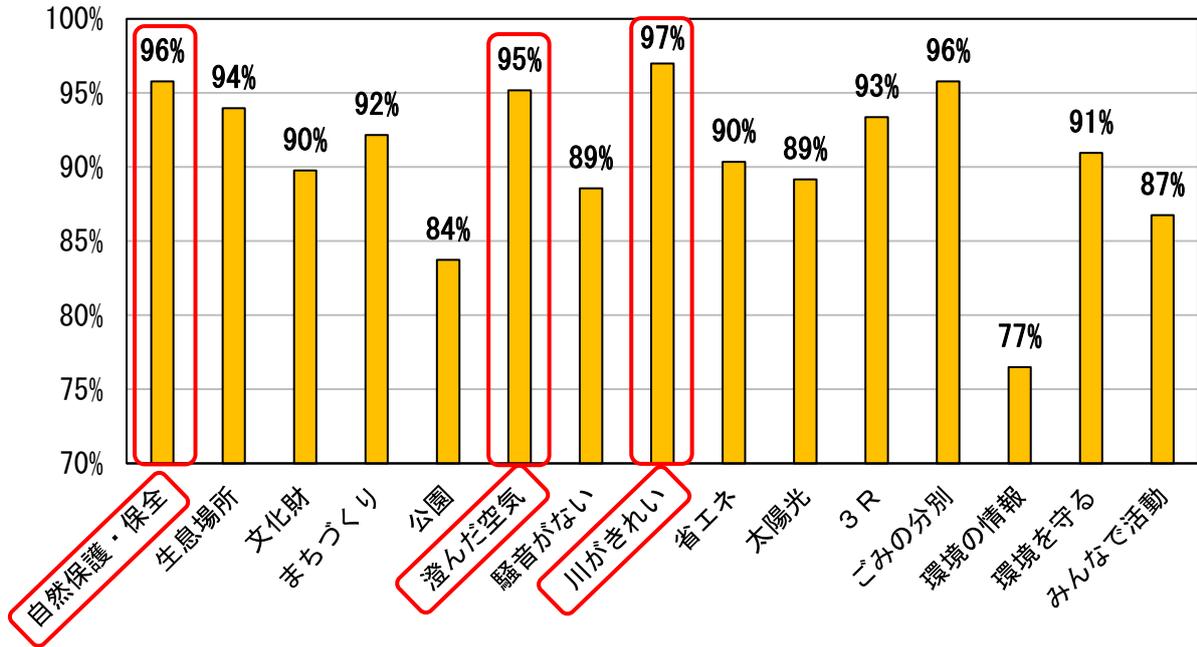
- 川や海の清掃活動に協力します。
- 川や海の水質等に異常を発見したときは、直ちに町、県、警察へ連絡します。
- 川や海の生態系や景観に配慮し事業を行います。
- 事業活動に伴い生じる廃棄物や排水は適切に処理します。
- 野外でごみが飛散しないよう適切に管理します。

町の取組

- 町民や事業者と連携して川や海辺の清掃活動を行います。
- 海岸への漂着物等については、県及び関係団体と連携し回収に努めます。
- 環境に配慮した河川や海の整備工法を推進します。
- 指定保護河川のほたるをはじめ、河川生物の保護活動を支援します。
- 稚魚の放流や漁獲制限など資源管理型漁業の普及に努めます。
- アマモ等の藻場育成や海底耕運・清掃等による海的环境保全を推進します。
- 川や海的环境保全に不可欠である森林保全を推進します。

【参考】町民へのアンケート結果（中学生・高校生）

＜項目別大切だと思う人の割合（％）＞



◆自然に関する事を大切だと思っている中高生が多いことがうかがえます。

【数値目標】

基本 目標 1	項目		適用数値 年度等	令和元年度	令和 6 年度 (上段実績) (下段目標)	令和 11 年度 (計画最終年度)	
豊かな自然を知り、 守り育てるまちづくり	耕作放棄地解消面積		N-1年度	3.3ha	4.2ha 4.0ha	5.0ha	
	エコファーマー数		N年末	24人	35人	—	
	みどり認定数 (令和4年7月1日からエコファーマー認定制度 はそれを包括したみどり認定制度に移行)		N年末	—	12人	40人	
	河川の水質	佐敷川	BOD (生物化学的 酸素要求量)	N-1年度	0.5mg/l	0.6mg/l 1mg/l以下	1mg/l以下
			DO (水中に溶けて いる酸素の量)	N-1年度	9.6mg/l	9.6mg/l 7.5mg/l以上	7.5mg/l以上
		湯浦川	BOD	N-1年度	0.5mg/l	0.7mg/l 1mg/l以下	1mg/l以下
			DO	N-1年度	10.0mg/l	10.0mg/l 7.5mg/l以上	7.5mg/l以上
	海水浴場の水質	鶴ヶ浜	水質判定	N-1年度	適AA	適AA 適AA	適AA
		御立岬公園	水質判定	N-1年度	適AA	適AA 適AA	適AA
		芦北マリリン パークビーチ	水質判定	N-1年度	適AA	— 適AA	—

3 - 2 基本目標2 安全、安心に暮らせる環境づくり



- 循環型社会の構築 -

現在の状況

【ごみ】

芦北町の人口は年々減少しており、ごみの総排出量も減少しています。

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づいて、ごみの発生抑制を基本としたごみの減量化及び資源の循環的な利用を促進していく循環型社会の形成を目指し3R（Reduce（発生抑制）・Reuse（再利用）・Recycle（再資源化））を推進しています。芦北町もそれに倣い生ごみの堆肥化や家庭ごみの分別の徹底等を行うと共に、様々な活動、啓発を実施してきました。令和6年6月には、サントリーと1市2町で「ボトルTOボトル」事業の協定を結び、ペットボトルの水平リサイクルにも取り組んでいます。

近年問題となっている、海洋プラスチックごみ問題の要因の一つとしてレジ袋等のごみが河川等から流れ込んでいることが挙げられ、地球及び生物への影響が危惧されています。

政府も、令和2年7月からプラスチック由来のレジ袋（一部対象外）について、小売店に有料化を義務付けすることを決定しました。

既に国外ではプラスチック由来のレジ袋の使用禁止や有料化を始めている国もあり、中には厳しい罰則規定を設けて、運用している国もあります。

芦北町もこれまで以上に、ごみの発生抑制と資源循環型社会の構築に取り組んでいく必要があります。

【水俣病】

公害の原点と言われる「水俣病」は、令和9年に公式確認から70年を迎えようとしています。

現在でも多くの方々が健康被害等に苦しみ続けておられるなど、未だ根本的な解決には至っていません。これまでも芦北町では、水俣病に関する情報や教訓を広く町内外に発信し、環境を守ることの大切さを伝え、水俣病被害者等を地域全体が支えることを目的として、様々な取り組みを行ってきました。今後も、水俣病が抱える問題を一人一人が受け止め、それぞれの立場から振り返り、その経験を風化させることなく継続して各種事業を進めていくことが重要であると共に、水俣病を正しく理解し、公害の悲惨さを後世へ伝えていく義務があるものと考えます。

【施策の方向】

- ① ごみを限りなくゼロに近づける
- ② 環境美化を推進する
- ③ 水資源を大切にす
- ④ 大気汚染や悪臭発生、騒音、振動を防ぐ

① ごみを限りなくゼロに近づける

町民の取組

- マイバッグやマイボトルを積極的に使用します。
- 生ごみの堆肥化に協力します。
- ごみの分別は適正に行います。
- 食品ロスの削減に努めます。
- 物を大切に長く使います。
- 詰め替えや量り売りの商品を積極的に選びます。
- フリーマーケット（アプリ）やリサイクルショップを活用し、再利用に努めます。

事業所の取組

- マイバッグの普及とレジ袋の削減を推進します。
- 生ごみの堆肥化に協力します。
- 生産から販売までの流通過程における廃棄物（食品ロスを含む）の削減に努めます。
- 各種リサイクル法を遵守し、リサイクルに努めます。
- プラスチックに代わる新素材を積極的に活用します。
- 紙コップや割り箸など、使い捨て品の使用は控えます。
- ペーパーレス化に努めます。
- 店頭回収や自主回収を行い、使用済商品の再利用に努めます。

町の取組

- マイバッグの利用とレジ袋削減について、普及啓発に努めます。
- ごみの分別方法の周知に努めます。
- 生ごみの減量化・堆肥化を推進します。
- フードドライブなど、食品ロス削減の取組みを推進します。
- 3Rを推進します。

② 環境美化を推進する

町民の取組

- ごみ出しのルールを守り、ごみステーションの環境美化に努めます。
- 不法投棄を発見したときは、速やかに町や県、警察に通報します。
- 環境美化活動には積極的に参加します。
- 喫煙ルールを守ります。
- 景観維持のために空き家や空き地等の維持管理に努めます。
- ペットのフンは飼い主が責任をもって処理します。

事業所の取組

- 産業廃棄物は責任をもって処分します。
- 事業系ごみは、ごみステーションに出しません。
- 不法投棄を発見したときは、速やかに町や県、警察に通報します。
- 環境美化活動には積極的に参加します。
- 景観に配慮した開発や整備を行います。

町の取組

- ごみ出しルールの周知に努めます。
- 不法投棄の監視パトロールや通報体制の強化を図り、不法投棄が発生しにくい環境をつくります。
- 高齢世帯等、ごみ出し困難世帯への対応を検討します。
- 各地区の美化活動を支援します。
- 学校教育で環境美化について学習します。



ごみ不法投棄撲滅アクション



みんなの川と海づくりデー海岸清掃

③ 水資源を大切にす

町民の取組

- 農業集落排水や浄化槽を利用し、生活排水は適切に処理します。
- 環境にやさしい洗剤を使用します。
- 節水を心がけます。
- 井戸や湧水の調査・保全に協力します。
- 取水元の環境整備に努めます。

事業所の取組

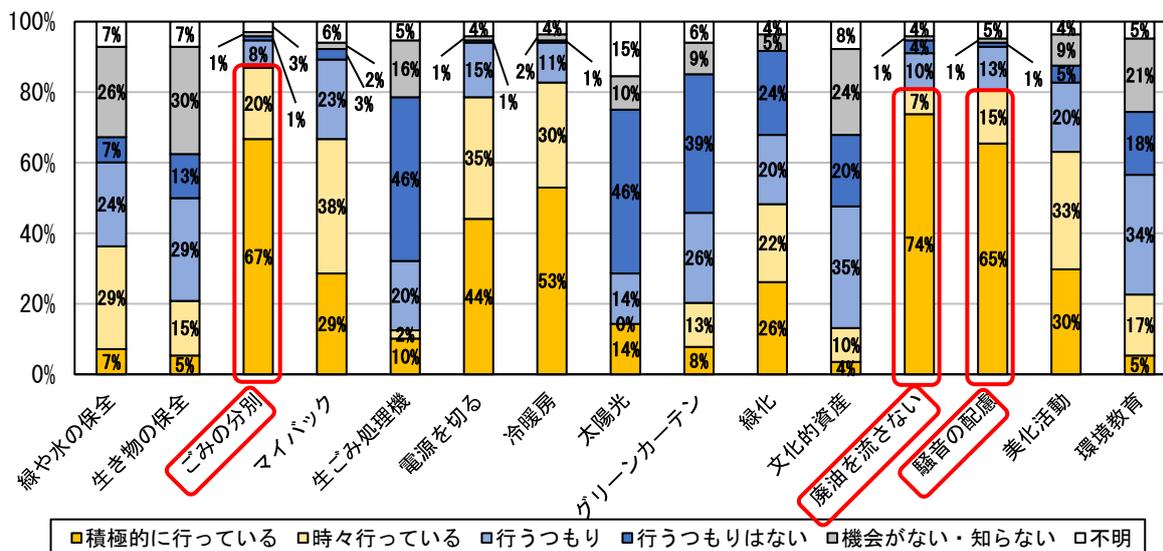
- 農業集落排水へ接続し又は浄化槽を設置し、水質汚染防止に努めます。
- 水環境を守る活動に積極的に関わります。
- 関係法令等を遵守し、水質悪化につながる物質は適正に処理します。

町の取組

- 農業集落排水への接続や浄化槽の設置を推進します。
- 水質汚濁防止法に基づき県や警察と連携し、水質汚濁を未然に防ぎます。
- 水道施設の整備を行い、限りある水資源を大切に利用します。
- 節水の啓発を行います。

【参考】町民へのアンケート結果（一般）

<項目別個人の取組度（％）>



◆多くの方が、環境汚染につながらないように配慮しているようです。

④ 大気汚染や悪臭発生、騒音、振動を防ぐ

町民の取組

- 生活騒音や振動、悪臭の発生に気を付けます。
- ごみの焼却はしません。
- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 自動車を購入する際は、環境性能の高いものを検討します。
- 近所へは徒歩や自転車で移動します。

事業所の取組

- 関係法令等を遵守して事業に取組みます。
- 社用車更新の際には、環境性能の高い車両の購入やリースを検討します。

町の取組

- 大気汚染や悪臭発生、騒音、振動の苦情があれば、関係機関と協力し、各種法令等に基づく規制や指導を行います。
- 屋外焼却の禁止について周知・啓発を行います。
- 適正なし尿処理を推進します。

【数値目標】

基本 目標 2	項目	適用数値 年度等	令和元年度	令和 6 年度 (上段:実績) (下段:目標)	令和 11 年度 (計画最終年度)
安全、 安心に暮らせる環境づくり	ごみの総排出量	N-1年度	3,606 t	3,090 t 3,453 t	3,332 t
	リサイクル率	N-1年度	35.4%	25.7% 38.5%	40.0%
	ごみの分別をしている人の割合 (アンケート調査による)	N年度	86.9%	— 89.5%	91.4%
	典型 7 公害に係る苦情件数 (①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染 ④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下、⑦悪臭)	N-1年度	16 件	5 件 8 件	4 件
	水洗化率	N-1年度	68.7%	69.9% 70.2%	71.7%
	マイバッグの持参率 (アンケート調査による)	N-1年度	66.6%	— 83.5%	95.1%

3 - 3 基本目標3

ふるさとの歴史・文化を学び伝え、創造するまちづくり



- 自然と共存する -

現在の状況

芦北町には、長い歴史の中で生まれ、育まれ、守り伝えられてきた有形無形の文化財が数多くあります。古くから薩摩街道と人吉街道（相良往環）が通る交通の要衝であった芦北町は、薩摩に対する肥後南部の防衛拠点として、「佐敷城」が築かれ、その城下町として発展しました。元和元年（1615年）の一国一城令により佐敷城が廃城となった後も、街道の宿場町として、また、球磨と天草を結ぶ水運の基地として栄えた歴史があり、今なお古い伝統的な建物や街並みが残されています。

廃城となった佐敷城も平成5年（1993年）から発掘調査が行われ、平成20年（2008年）3月には「佐敷城跡」として、芦北水俣地方では初となる国史跡の指定を受けました。平成25年（2013年）3月には、佐敷城跡の保存管理の基本的な考え方や整備・活用の進め方等の史跡保護の基本的方針と今後の方向性をまとめた「史跡佐敷城跡保存管理計画」を策定し、歴史ある街並みと併せて保存管理・整備活用に取り組んでいます。

一方で、「七夕綱」や「棒踊り」、「臼太鼓踊り」等の地域に伝わる民俗芸能は、後継者不足などにより、その継承が難しくなっており、貴重な文化財を保存していくうえで、大きな課題となっています。

葦北郡内唯一の高等学校「芦北高校」は、平成15年から「芦北湾におけるアマモの繁殖方法の確立と普及による地域環境保全活動」として、アマモ場造成への研究に取り組んでおり、令和6年11月には、町をはじめ5団体と協定を結び、研究者の派遣による技術支援や海藻等のカーボンクレジットによる資金援助等の協力を受けています。また、ほたる保護活動にも取り組んでおり、地域と連携した保護活動を展開しています。

町内の小学校においては、水俣病や環境問題等へ意欲的に関わろうとする態度や能力を育成することを目的に ※「水俣に学ぶ肥後っ子教室」が実施され、早い時期から環境学習に取り組んでいます。

（※平成23年度から熊本県内の公立の小学5年生を対象に実施）

【施策の方向】

- ① 貴重な歴史文化財を守り知る
- ② 自然と共生した心豊かな文化的生活をする
- ③ 水俣病に学び、伝える

① 貴重な歴史文化財を守り知る

町民の取組

- 本町の歴史や文化への理解を深め、文化財の保全に努めます。
- 風土に根ざした民俗行事や風習を保存・伝承します。
- 貴重な動植物や自然林、巨樹の保存に努めます。
- 地域の伝統行事や文化イベント等に積極的に参加します。

事業所の取組

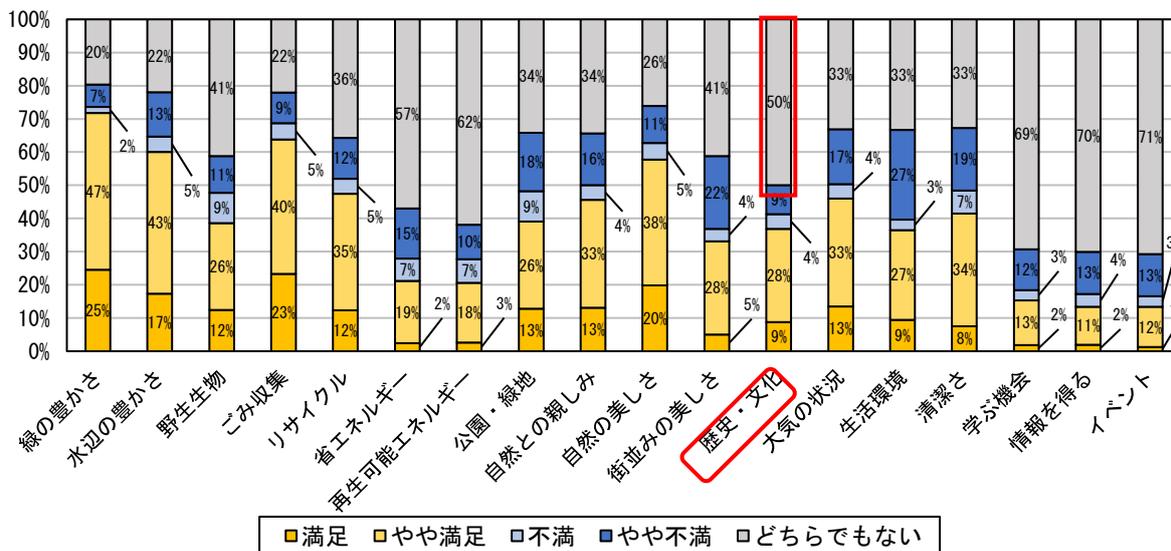
- 事業活動にあたっては、事前に埋蔵文化財等の有無について調査を行い、担当部署の指導・助言のもと実施します。
- 町や地域で行う歴史・文化活動に協力します。
- 貴重な動植物や自然林、巨樹の保存に努めます。

町の取組

- 本町の歴史や文化を生かしたまちづくりを推進します。
- 小中学校で本町の歴史文化について学習します。
- 歴史・文化のボランティアガイドの育成に取組みます。
- 本町に残る、うたせ船やうたせ網漁法等の文化財の保存に取組みます。

【参考】町民へのアンケート結果（一般）

<項目別満足度（％）>



◆歴史文化についての関心度が低いことがうかがえます。

② 自然と共生した心豊かな文化的生活をする

町民の取組

- 建物や看板などを設置する時は、周囲の景観との調和に配慮します。
- 宅地の緑化を進めます。
- 公園の使用に際しては、樹木を大切にして適切な管理に協力します。
- 家庭菜園やガーデニングを楽しみます。

事業所の取組

- 建物や看板などを設置する時は、周囲の景観との調和に配慮します。
- 工場や事業所周辺の緑化を推進します。
- 公園の使用に際しては、樹木を大切にして、適切な管理に協力します。

町の取組

- まちづくり支援事業等により快適な環境地域づくりを支援します。
- 公園の適正な管理に努めます。
- 豊かな自然環境と多様な生態系の保全に努めるとともに、自然と開発のバランスがとれた土地利用を図ります。



芦北高校と株式会社アグリライト研究所
によるアマモ場再生に向けた共同研究
(提供：株式会社アグリライト研究所)

芦北高校と芦北町ほたるの里山保全連絡
協議会による共同でのほたる保護活動



③ 水俣病に学び、伝える

市民の取組

- 水俣病の歴史を正しく理解するよう講演会等に参加します。
- 情報発信支援事業やもやい直し事業に積極的に参加します。

事業所の取組

- 水俣病の歴史を正しく理解するよう講演会等に参加します。
- 情報発信支援事業やもやい直し事業に積極的に参加します。

町の取組

- 水俣病について、理解が深まるよう事業等に取組みます。
- 小中学校で水俣病に関する学習を行います。
- 地域のもやい直し事業を支援します。



水俣病関連情報発信支援事業
(うたせ船で水俣病を学ぶ講座)

水俣病関連もやい直し事業
(芦北町もやい祭り)



【数値目標】

基本 目標3	項目	適用数値 年度等	令和元年度	令和6年度 (上段実績) (下段目標)	令和11年度 (計画最終年度)
創造的まちづくり ふるさと の歴史・文化を学び伝える	文化財指定数	N-1年度	82件	82件 86件	90件
	歴史・文化的資産の保全が重要と感じている人の割合 (アンケート調査による)	N年度	72.6%	— 76.4%	80.6%
	都市公園・緑地面積	N年度	218,587㎡	216,345㎡ 218,587㎡	218,587㎡
	水俣病関連事業等への参加者数	N年度	305人	422人 335人	366人

3 - 4 基本目標4

ひとりひとりが考え、みんなで取り組む快適な環境づくり

- 協働・実践 -



現在の状況

依然として、心無い人による「不法投棄」や「ポイ捨て」等のごみの不適正処理が見受けられます。

また、地域のごみステーションでは、分別の不徹底によるごみの未収集、住民の高齢化や空き家等の増加による、地域全体の衛生環境の維持が困難になるなど、様々な問題が見受けられます。

このような、問題を解決していくためには、啓発や監視体制を強化するとともに、住民ひとりひとりが、「自分たちの地域の環境は自分たちで守る」等の意識を持ち、地域で「ごみ分別」の勉強会を開催するなど、日頃から環境問題に関心をもつことはもとより、地域の人々の繋がりを強めていくことがとても重要です。

また、環境問題に拘わらず助けを必要としている人がいる場合には、進んで手助けするなど、地域全体で問題解決にあたることもとても重要です。

【施策の方向】

- ① ひとりひとりの環境に対する意識を高める
- ② 環境保全活動に取り組む

① ひとりひとりの環境に対する意識を高める

町民の取組

- 環境問題に関心を持ち、環境に関する情報を積極的に入手します。
- 環境に関するセミナーやシンポジウムなどに積極的に参加します。
- 幼少時から自然の恵みを体感できるように、キャンプや自然観察会、食育活動、木育活動などに積極的に参加します。

事業所の取組

- 環境に関するイベント、学習会及び講座等に積極的に参加し理解を深めます。
- 社員の環境教育に取り組めます。
- 環境に関する情報を積極的に入手します。
- 環境学習や体験学習等の機会を創出します。

町の取組

- 環境に関する学習会を開催します。
- 環境学習ができる機会を創出します。
- 環境フィールドミュージアム事業や塩づくり体験等を通して、環境に関する体験学習の場を提供します。
- 環境に関する情報を積極的に提供します。



水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業
(椿油づくり)

② 環境保全活動に取り組む

町民の取組

- 一日一汗運動などのボランティア活動に積極的に参加します。
- 各地域や各地区等の自主的な環境美化活動に取り組めます。

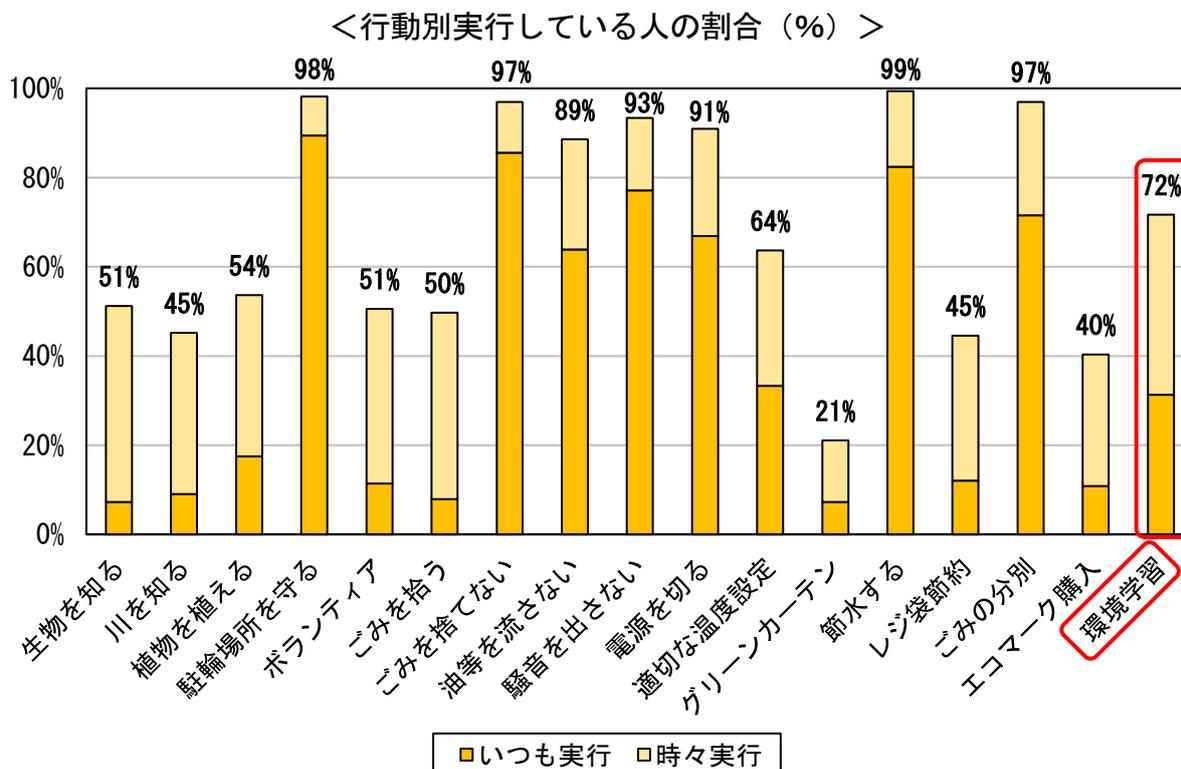
事業所の取組

- 一日一汗運動などのボランティア活動に積極的に参加します。
- 環境保全活動について、事業者間で連携して環境活動を進めます。

町の取組

- 住民や事業者が主体となって行う清掃等の環境活動を積極的に支援します。
- 町民、事業者と連携し、環境保全に関わる事業を推進します。
- 各地区の自主的な環境活動を支援します。

【参考】町民へのアンケート結果（中学生・高校生）



◆中学生・高校生の約7割が環境学習をしていることがうかがえます

【数値目標】

基本 目標4	項目	適用数値 年度等	令和元年度	令和6年度 (上段実績) (下段目標)	令和11年度 (計画最終年度)
みんなで取り組む快適な環境づくり ひとりのひとりが考え、	地域活動に参加している人 (アンケート調査による)	N年度	63%	— 70%	80%
	環境に関心がある人 (アンケート調査による)	N年度	68%	— 75%	80%
	環境基本計画を知っている人 (アンケート調査による)	N年度	3.6%	— 10%	20%
	塩づくり体験の年間体験者数	N-1年度	702人	669人 750人	800人
	みんなの川と海づくりデー 参加者数	N-1年度	185人	330人 190人	200人

3 - 5 基本目標5 地球環境に配慮したまちづくり

- 地球環境の保全 -



現在の状況

地球規模で環境問題を見てみると、温室効果ガス等による「地球温暖化」、エアコンや冷蔵庫等に使用されていたフロンガスの大気放出による「オゾン層の破壊」、化石燃料の燃焼に伴い生じる硫酸化物等による「酸性雨」、無秩序な開発や環境汚染による「生物多様性の減少」など、人類のみならず、地球上に生息する生物全体に様々な影響を及ぼしていると考えられています。

例えば地球温暖化が要因とされている気候変動や気温上昇は、局地的集中豪雨等の異常気象を誘発していると考えられています。

そのような中、芦北町では平成19年7月から「地球温暖化対策実行計画」を策定し、役場内の事務事業により排出される温室効果ガスの量を把握し、排出削減を目指しました。

また、再生可能エネルギーを積極的に導入するため、公共施設への太陽光発電設備の導入や家庭用太陽光発電設備設置に対し助成を行い、再生可能エネルギーの普及・推進を図り、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

【パリ協定：世界の動き】

2015年（平成27）にフランス・パリで行われた第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年（令和2年）以降の新たな地球温暖化対策に関する法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。このパリ協定は、化石燃料が使用されるようになった産業革命前と比較して、気温上昇を2℃未満に抑制することを世界共通の長期目標とし、さらに主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年毎に更新・提出することが盛り込まれており、世界の国々が協力する初めての枠組みとなります。

【わが国における地球環境問題への取り組み】

2021年（令和3年）10月、政府は2050年のカーボンニュートラルに向けた基本的考え方・ビジョンとして「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定しました。地球温暖化対策は、経済成長の制約ではなく、経済社会を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものという基本的考え方のもと、再生可能エネルギーの普及促進や電気自動車の導入推進が進み、プラスチックごみ削減を目的として規制が強化され、レジ袋の有料化や使い捨てプラスチックの削減が広がりました。

【施策の方向】

- ① 省エネルギーに取り組む
- ② 代替エネルギーへシフトする

① 省エネルギーに取り組む

町民の取組

- 自動車や家電製品を購入する際は、環境性能の高いものを検討します。
- 自動車運転の際はエコドライブを実践します。
- 節電・節水を心がけます。
- グリーンカーテンやすだれ、打ち水など省エネ対策を実践します。
- 環境家計簿を実践します。
- 無理のない範囲で、エアコンの省エネ温度（夏季 28℃、冬季 20℃）を維持します。

事業所の取組

- 工場や事業所では、資材の調達から製品の出荷まで、また、廃棄物の処理を含めたあらゆる段階で省エネルギーに取り組めます。
- 社用車の運転の際は、エコドライブを実施します。
- 事業所内での省エネルギーに取り組むとともに、建物や設備の省エネ化を検討します。

町の取組

- 省エネルギーに関する情報を積極的に町民に提供し、普及啓発を図ります。
- ZEH※₁・ZEB※₂に関する情報提供・普及啓発を図ります。
- 公用車の買い替え時には、ハイブリッド車等の環境負荷の低い車両の導入を検討します。
- エコドライブを推進します。
- 「地球温暖化対策実行計画書」により、温室効果ガスの削減や環境負荷低減に取り組めます。

※1 ZEH (net Zero Energy House) : エネルギー収支が0になる住宅。

※2 ZEB (net Zero Energy Building) : エネルギー収支が0になる建物。

② 代替エネルギーへシフトする

町民の取組

- 廃食用油の回収に協力します。
- 家屋の新築や建て替えの際には、太陽光発電など高効率エネルギー設備の設置・導入を検討します。
- 公共交通機関を積極的に利用します。
- 災害に備え蓄電池の導入を検討します。

事業所の取組

- 廃食用油の回収、リサイクルに協力します。
- 再生可能エネルギー設備導入支援制度などを活用して、事業に最適な設備の導入を検討します。
- バイオマス燃料の導入を検討します。

町の取組

- 代替エネルギーの必要性等について、普及啓発を行います。
- 公共施設への太陽光発電システムの設置を検討します。
- 電気自動車を導入し、災害時には移動型蓄電池として利用します。
- 公共施設における蓄電池等の設置を検討します。
- 事業者が構築するマイクログリッドへの支援を行います。
- 再生可能エネルギーを利用した公共交通体系の導入を検討します。
- 風力発電等再生可能エネルギーを推進します。

【数値目標】

基本 目標5	項目	適用数値 年度等	令和元年度	令和6年度 (上段実績) (下段目標)	令和11年度 (計画最終年度)
地球環境に配慮したまちづくり	一般家庭でのグリーンカーテン設置率（アンケート調査で設置していると回答した人の割合）	N年度	20%	— 25%	30%
	公共施設における蓄電池等設置数	N-1年度	0個	0個 2個	5個
	電気自動車保有台数（町公用車）	N-1年度	0台	0台 1台	2台

第4章 計画の推進

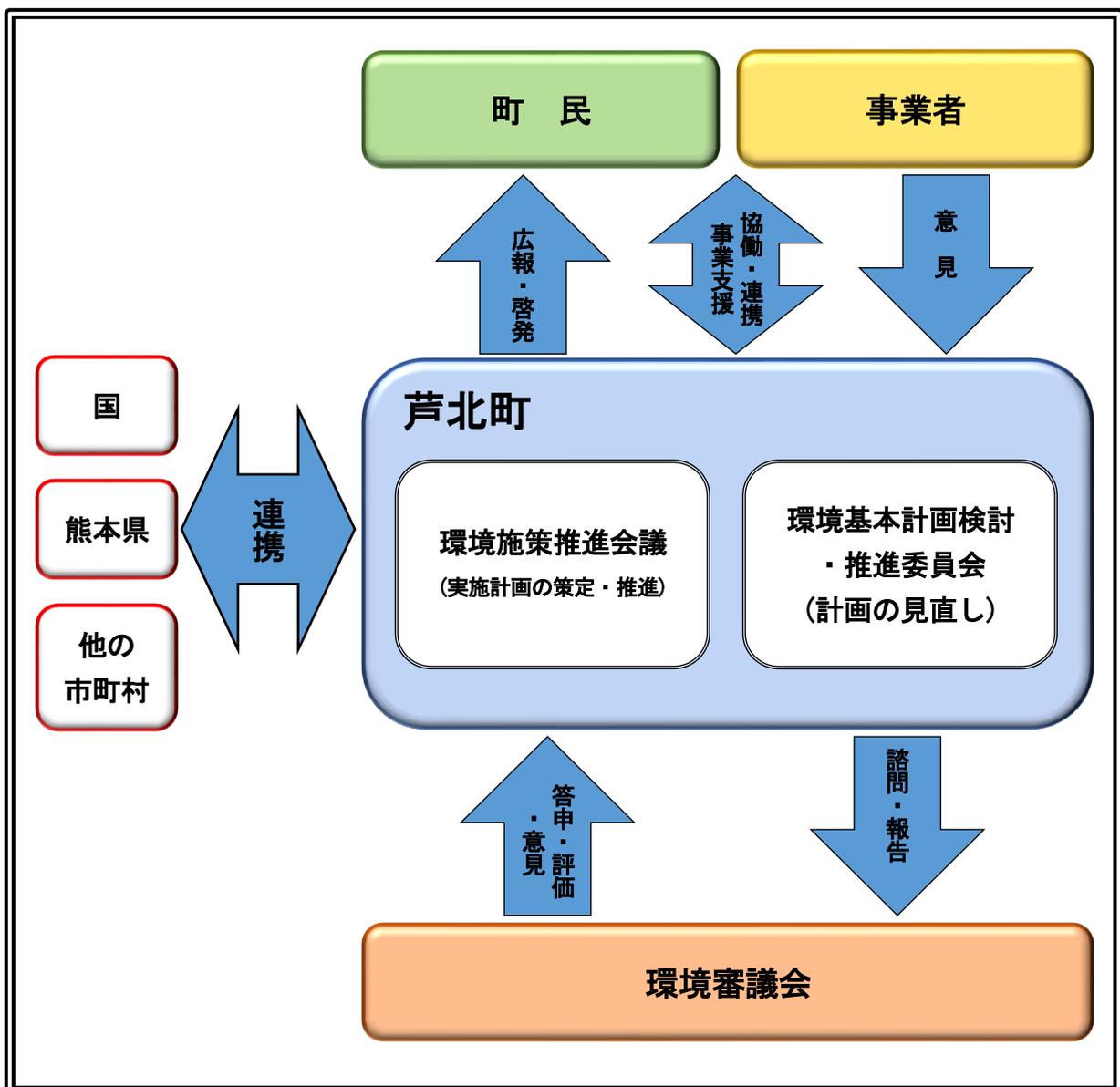
4 - 1 推進体制

芦北町が目指す、「自然の恵みと生活の豊かさがともに実感でき、だれもが安心して暮らせる、環境に配慮したまちづくり」を実現するために、本計画を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。

また、町民、事業者、町の各主体がそれぞれの役割を相互に理解協力し、推進していくこともとても重要です。

そのようなことから、下図で示した体制により、各主体が連携し本計画の推進に当たります。

<環境基本計画の推進体制>



4 - 2 計画の進行管理

5つの基本目標ごとに設定した「施策の方向」について、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの考え方に基づき、点検及び評価を行うとともに、芦北町環境審議会、町民、事業者の意見や提言を取り入れ、概ね5年を目途として計画を見直すこととし、その情報を広く町民や事業者へ公表することで継続的な改善につなげていきます。

<環境基本計画の進行管理>

